

建築物石綿含有建材調査者講習（一般）のご案内

建築物等の解体または改修の作業を行うときには、対象建築物等の石綿等使用有無についての調査が必要とされ、令和2年7月の石綿障害予防規則等の改正により、事前調査を実施するために必要な知識を有する者として、建築物石綿含有建材調査者が行うことが義務付けられました（石綿則第3条、関係告示）。

建築物石綿含有建材調査者は、建築物石綿含有建材調査者講習を受講し、修了考査に合格した者とされています。

法律の施行は令和5年10月1日からとされていますので、施行日までに講習を修了した調査者を確保しておく必要があります。



1. 建災防長崎県支部で実施する

建築物石綿含有建材調査者講習（一般）※一般建築物：一戸建て等を含むすべての建築物

2. 主な受講資格

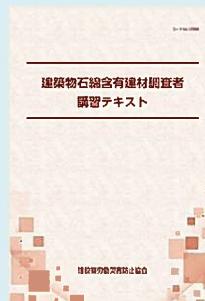
- (1) 石綿作業主任者技能講習修了者
- (2) 大学において、建築に関する課程を修めて卒業した後、建築に関して2年以上の実務経験を有する者
- (3) 短期大学(修業年限が3年であるものに限る)において、建築に関する課程を修めて卒業した後、建築に関して3年以上の実務経験を有する者
- (4) 短期大学又は高等専門学校において、建築に関する課程を修めて卒業した後、建築に関して4年以上の実務の経験を有する者
- (5) 高等学校または中等教育学校において、建築に関する課程を修めて卒業した後、建築に関して、7年以上の実務経験を有する者
- (6) 建築（解体・改修工事含む）に関して1年以上の実務経験を有する者
- (7) 特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者で、建築物石綿含有建材調査に関する5年以上の実務経験を有する者

※受講資格はこの他にも規定されています。詳細は、建築物石綿含有建材調査講習登録規程第7条をご覧ください。

3. カリキュラム及びテキスト

建築物石綿含有建材調査者講習（一般）

科 目 等	時 間
建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1	1 時間※
建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識2	1 時間
石綿含有建材の建築図面調査	4 時間
現場調査の実際と留意点	4 時間
建築物石綿含有建材調査者報告書の作成	1 時間
修了考査(筆記試験)	1.5 時間
合 計	12.5 時間



※石綿作業主任者技能講習修了者は、科目「建築物石綿含有建材調査に関する知識1」(1時間)が免除されます。

4. 修了考査（筆記試験）

時 期	合 否
講義終了年度	合 格 → 調査者
翌年度	不 合 格 ↓ 再受験可能
翌々年度	

5. 令和3年度講習日程

第1回 令和3年11月29日～30日

メイン会場:諫早技能会館 サテライト会場:五島建設会館ほか

第2回 令和4年1月27日～28日

メイン会場:諫早技能会館 サテライト会場:五島建設会館ほか

詳細は [建災防 長崎県支部](#) 検索 ご覧下さい

